

【免除の事由と証明者（書）】

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第10条

	更新講習受講免除の事由	証明（証明書）の方法
①	校長、副校長、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、主幹保育教諭又は指導保育教諭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所属長（認定を受けようとする者が校長の場合にあつては、服務監督者、任命権者又は雇用者）の証明（書）</li> <li>・ 証明された学校における職が学校教育法に規定する職の名称と相違する場合には、学校の設置者の学校教育法に規定する校長等であることの証明書（別紙様式2）</li> </ul>
②	指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者が定める者	所属長又は任命権者の証明（書）
③	免許状更新講習の講師 ※ 修了確認期限の2年2か月前から2か月前までの2年間で講師を経験された場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 免許状更新講習の講師である免許状更新講習開設者の証明（書）</li> <li>・ 法2条第一項に規定する教育職員又はその他文部科学省令で定める教育の職にある者（例：教諭、養護教諭等）である所属長、服務監督者又は任命権者の証明（書）</li> </ul>
④	地方公共団体の職員又は幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校を設置する国立大学法人又は学校法人の役員若しくは職員のうち、上記②③に掲げる者に準ずる者として免許管理者が定める者	所属長、任命権者又は雇用者の証明（書）
⑤	学校における学習指導、生徒指導等に関し、特に顕著な功績があった者に対する表彰等であつて免許管理者が指定したものを受けた者 ※ 修了確認期限から遡って10年間に表彰された場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 表彰等の表彰を証する者の証明又は表彰状等の写しその他表彰等を受けたことを証する書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 表彰状等の写し、表彰者名簿の写し、論文集の写し等</li> <li>○ 写し等がない場合は、表彰等に関する証明書（別紙様式3）</li> </ul> </li> <li>・ 法2条第一項に規定する教育職員又はその他文部科学省令で定める教育の職にある者（例：教諭、養護教諭等）である所属長、服務監督者又は任命権者の証明（書）</li> </ul>
⑥	文部科学省又は国立教育政策研究所の調査官のうち、学校教育又は社会教育に係る専門的な指導助言を行っている者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門的な指導助言を行っている所属長又は任命権者の証明（書）</li> <li>・ 法2条第一項に規定する教育職員又はその他文部科学省令で定める教育の職にある者（例：教諭、養護教諭等）である所属長、服務監督者又は任命権者の証明（書）</li> </ul>